

(4)証人尋問

Q：証人適格・証言拒絶

- ・原則として、誰でも³²証人となることができる(143条)。例外的に、公務員又は公務員であった者が知り得た事実について、職務上の秘密に関するものであることを申立てたときは当該監督庁の承諾がなければ、証人とできない。もっとも、「国の重大な利益を害する場合」については、この限りでない(143条,144条,145条)
- ・自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある場合または証人と一定の関係のある者³³が刑事訴追を受け有罪判決を受けるおそれのある場合は、証言を拒絶することができる(146条,147条)。しかし、共犯または共同被告人と一定の関係にある場合であっても、共犯または共同被告人に関する事項については証言拒絶は認められない(148条)。
- ・一定の職業の者³⁴が業務上知り得た他人の秘密に関するものについては、証言を拒絶することができる(149条)。しかし、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためにする権利の乱用と認められるときは拒絶できない。

Q：証人の義務

- ・出頭
召喚を受けた証人が正当な理由なく出頭しない場合は、10万円以下の過料かつ、出頭しないためにより生じた費用の賠償を命じられる(150条)。刑罰としては、一年以下の懲役または30万円以下の罰金(151条)。裁判所は、証人が正当な理由なく出頭しない場合は、勾引することができる(152条)。
- ・宣誓(154条)
宣誓の趣旨を理解できない者には、宣誓をさせないで、尋問しなければならない(155条1項)。しかし、その者が宣誓をしたときでも、その者の供述は、証言としての効力を妨げられない(155条2項)。

³² その事件の被告人、裁判官、裁判所書記官、検察官は証人とはなれない。

³³ 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又はこれらの親族関係があった者、自己と後見、後見監督、保佐の関係にある者(147条各号)

³⁴ 149条の列举は限定列举であり、新聞記者について149条を類推適用することはできない(最大判昭27・8・6)

・証言

証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる(156条1項)

Q：証人の取調べの方式

- ・まず、証人に対し人定質問(規則 115 条)をし、その後宣誓をさせる(154 条)。証人の取調べの方式は、尋問(304 条 1 項)。
- ・尋問の順番は、原則として裁判長または裁判官→検察官または被告人のうち、証人尋問を請求した者→相手方当事者³⁵(304 条 1 項,2 項)。しかし、裁判長は相当と認めるときは当事者の意見を聴き、尋問³⁶の順番を変更することができる(304 条 3 項)。
- ・主尋問においては、原則として誘導尋問³⁷をすることはできない。一定の場合³⁸にのみ許される(規則 199 条の 3 第 3 項)。反対尋問においては、「必要があるとき」といえれば、誘導尋問をすることができる(規則 199 条の 4 第 1 項)。誘導尋問をする場合は、書面の朗読その他証人の供述に不当な影響を及ぼすおそれのある方法を避けるように注意しなければならない³⁹(規則 199 条の 3 第 4 項)。
- ・供述録取書は、記憶喚起のためであっても証人尋問の際に証人に示すことはできない(規則 199 条の 11 第 1 項)。

³⁵ 民訴とは証人尋問の順番が異なるため注意。再反対尋問以降には、裁判長の許可が必要なのは民訴と同じ(規則 199 の 2)

³⁶ 裁判長は、訴訟関係人のする尋問がすでにした尋問と重複するとき、または事件に関係のない事項にわたるときその他相当でない時は、訴訟指揮権の発動として、尋問を制限することができる(295 条 1 項)

³⁷ 質問の中に質問者の望む答えが暗示されている質問のこと

³⁸ 訴訟関係人に争いのないことが明らかであるとき(2 号)や、証人が前の供述と相反する供述をする場合(6 号)があげられる。

³⁹ 「避けるように」であって、誘導尋問の際の書面の朗読が全面的に禁止されているわけではないことに注意。

Q：公判期日外⁴⁰の証人尋問

・公判期日外に裁判所内で行う証人尋問(281 条)

裁判所は、158 条の事項を考慮したうえで、当事者に意見を聴き、必要と認める場合に限り、公判期日外、裁判所内で証人尋問をすることができる。

・公判期日外かつ裁判所外で行う証人尋問(158 条)

裁判所は、証人の重要性等を考慮したうえで、当事者の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外での証人尋問ができる。その場合には、当事者に事前に尋問事項を知る機会を与えなければならない、当事者は尋問事項の追加ができる。

・上記の場合の証人の証言の証拠能力

上記 2 つの公判期日外での証人の証言は、公判準備における供述録取書として、321 条 2 項で証拠能力が認められる。なお、303 条で、かかる供述録取書の公判期日における取調べは裁判所の義務とされている。

・検察官、被告人または弁護人は証人の尋問に立ち会うことができる(157 条 1 項)

Q：証人保護規定

・証人への付き添い(157 条の 4)

・証人の遮へい(157 条の 5)

証人と被告人のほか、証人と傍聴人の間の遮へいも可能。しかし、被告人から証人の状態を認識できないような措置をとるためには、弁護人が出頭している場合に限り、採ることが出来る。

・ビデオリンク方式による証人尋問(157 条の 6)

ビデオリンク方式による証人尋問については、証人の同意があるときは、録画することができる(157 条の 6 第 3 項)

・上記いずれの措置をとる場合でも、裁判所は当事者に意見を聴かなければならない。

・被告人の退廷(304 条の 2)

⁴⁰ 証人尋問の一種だが、公判そのものにおけるものではなく、公判準備に該当し、憲法 82 条 1 項の「対審」にあたらないため、公判期日外の証人尋問を公開する必要はない(最大決 昭 23・11・8)

弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、被告人を退廷させることができる。証人の供述終了後、被告人を入廷させ、証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

- ・ 特定の傍聴人の退廷(規則 202 条)

※捜査としての証人尋問⁴¹(226 条,227 条)

・ 226 条⁴²は、「犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が」、223 条 1 項(第三者の任意取調べ)の規定による取り調べに対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第 1 回公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができると規定する。

・ 227 条は、223 条 1 項(第三者の任意取調べ)の規定により、任意に供述した者が、公判期日において異なる供述をするおそれがあり、かつその者供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第 1 回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができると規定する。

※上記二つの証人尋問には、裁判官が捜査に支障が生ずるおそれがないと認めるとき⁴³には、被告人、被疑者又は弁護人を立ち合わせることができる(228 条 2 項)

※上記二つの類型による証人尋問の結果を記載した書面は、321 条 1 項 1 号書面として証拠能力を有する。

⁴¹ 158 条、281 条と異なり、公判準備としての証人尋問ではなく、捜査としての証人尋問

⁴² 226 条に基づく証人尋問請求の対象者には、犯罪の被害者も含まれる

⁴³ つまり、226 条、227 条に基づく第 1 回公判期日前の証人尋問には、被疑者又は弁護人の立会権は認められていない。裁判官の裁量事項。これは、226 条、227 条に基づく証人尋問が捜査としての役割を果たしており、捜査の秘密性が優先されるためである。